

募集要領に関する質問への回答 1

質問事項 (箇所の特定)	募集要領 11 ページ 17. 現地説明会の開催
質問内容	説明会時の資料はいただけますでしょうか
回 答	別添のとおりです。

募集要領に関する質問への回答 2

質問事項 (箇所の特定)	募集要領 13 ページ 指定管理者の業務開始までのスケジュール
質問内容	①プレゼンテーションは行われますでしょうか ②又、行われる場合、資料は別途用意したものを展開することが可能でしょうか？申請様式を元に行うのでしょうか
回 答	①プレゼンテーションは以下のとおり行います。 ・ 審査時間は 35 分間 (プレゼンテーション 15 分間・質疑応答 20 分間) ・ プレゼンテーションでは、企業概要、応募動機、事業計画（管理運営、収支・予算、スタートアップの創出及び成長支援事業）について、簡潔に整理してお話ください。 ②別途用意した資料を使用することも可能です。 ご提出いただいた事業計画書は選定委員に事前配布いたしますが、それ以外のパンフレット等の資料を使用して説明される場合は、当日 7 部ご持参ください。 選定委員会の開催については、応募者へ後日、案内をお送りいたします。

募集要領に関する質問への回答 3

質問事項 (箇所の特定)	別添様式 1 事業計画書
質問内容	事業計画書様式へ画像や図形の挿入は可能でしょうか
回 答	適宜画像や図形を挿入いただいてもかまいません。

募集要領に関する質問への回答 4

質問事項 (箇所の特定)	募集要領 14 ページ 指定管理候補者選定評価表
質問内容	①安定した管理運営：経営的に安定しているかにおいて、決算書内の資本性劣後ローンにおいては審査の際、慣例通り「資本」とみなしていただけるか。（この判断により自己資本比率が変動するため）また、経営セーフティ共済や、積立式の保険金なども実質的な資産として適切にみなしていただけるか。総じてこれらを口頭や資料で説明することは可能か。 ②管理運営方針：支援プラザの設置目的を理解しているかにおいて「長崎県ビジネス支援プラザ条例」、「ビジネス支援プラザ指定管理者募集要領」、「長崎県ビジネス支援プラザパンフレット」に目的に関する記載がありません。関連する資料をご教示ください。もし無いのであれば設置目的の理解は主観によって行うものなのかご教示ください。 ③管理運営体制：適当な経歴、能力を持つ従事者の確保が可能であるかにおいて何をもって適当な経歴、能力としているのか。現事業者の求人情報を拝見した際、短大卒以上が必須となっていました。（私見ですが、スタートアップ支援においてこれは無関係です。ベンチャー分野においては現場経験が豊富な中卒の方が圧倒的に良いアドバイスができます。）何をもって適当な経歴、適当な能力なのかご教示ください。
回 答	①ご指摘のとおり、銀行など金融機関における通常の与信審査においても、負債勘定に記載されている「劣後ローン」は「資本」とみなされ、「共済」や「保険の積立金」は資産とみなされるものと理解しており、そうした点をご説明いただくことは可能です。ご説明の内容を踏まえて、最終的には審査委員が判断するものと考えております。 ②長崎県ビジネス支援プラザ条例第 1 条に記載しておりますとおり、本県の産業構造の高度化及び多様化を推進し、地域経済の発展を図るため、新たな産業及び高付加価値型の産業を創出し、並びに育成する拠点として、長崎県ビジネス支援プラザを設置しております。 また、長崎県ビジネス支援プラザ指定管理者募集要領 2 ページに支援プラザに求められる役割を記載しております。 ③質問内容に記載されているご私見をもとに管理運営体制についてご説明いただいても構いませんが、最終的には、②の設置目的を達成するために必要な経歴、能力を持つ従事者の確保が可能であることを審査委員が判断いたします。

募集要領に関する質問への回答5

質問事項 (箇所の特定)	別添様式1 事業計画書
質問内容	ひとつの項目に対し、フォーマットに従い1Pに内容を収めるべきか。それとも複数ページに増やすことは可能か。複数ページ増やせるのであれば上限はあるか。
回 答	複数ページに増やしていただいて構いません。また、上限は定めておりませんが、審査委員の理解が容易になるように、要点を明確にご記載ください。

募集要領に関する質問への回答 6

質問事項 (箇所の特定)	長崎県ビジネス支援プラザ指定管理候補者の選定結果について
質問内容	選定委員はどのように選定されるのか。ベンチャーの専門家もスタートアップの専門家も一人もいないように見受けられます。
回 答	創業支援や創業支援施設の運営に関して高い見識を有する外部の委員 4 名を選定しております。

募集要領に関する質問への回答 7

質問事項 (箇所の特定)	長崎県ビジネス支援プラザ指定管理候補者選定委員会 審査基準及び採点結果
質問内容	「自社の持つノウハウや業務実績などが管理運営方針に活かされているか」において12点中10点の高得点が記録されていますが、前年度以前の実績（今年度現段階も）において目立った実績が無く、目的を果たせていないと存じます。（例：長崎県が全国で唯一東京証券取引所への上場企業を輩出できていない）これまでのマイナス面での実績は全く加味されないのでしょうか。併せて現事業者の体制で輩出した企業の「生存率」の資料があればご教示ください。（弊社も卒業企業ですが、肌感覚では極めて低く、廃業する企業が多いということは、これも目的を果たせていないと存じます。）
回 答	採点結果は、令和元年に開催した選定委員会におけるもので、当時の審査委員により適切に審査されたものであると考えております。また、現在の指定期間内に入居した企業のうち事業を継続している割合（CO-DEJIMA 除く）は79%（19社/24社）となっております。

募集要領に関する質問への回答 8

質問事項 (箇所の特定)	その他
質問内容	①各資料にてスタートアップとベンチャーを混同しているような表現が散見されるがどのように区別しているのか。スタートアップの定義をご教示ください。 ②審査の際にプレゼンテーションは実施されるか、また、プレゼンテーションが実施される場合は事業計画書の資料が基となるのか、それとも独自に用意したプレゼンテーション資料を用いることは可能か。また、独自のプレゼン資料を用意できる場合の締め切りはいつか。
回 答	①県では、スタートアップを新たなビジネスモデルにより成長を目指す企業と定義しています。 ②回答 1 に記載のとおりです。独自のプレゼン資料は、事前にご提出いただく必要はございません。